

# 中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改訂）

中華人民共和国国務院令 第538号

《中華人民共和国増値税暫定条例》はすでに2008年11月5日に国務院第34次常務会にて討議改訂されたので、改定後の《中華人民共和国増値税暫定条例》をここに公布し、2009年1月1日より施行する。

総理 温家宝

二〇〇八年十一月十日

## 中華人民共和国増値税暫定条例

（1993年12月13日 中華人民共和国国務院令第134号発布、2008年11月5日国務院第34次会議にて改訂通過）

第一条 中華人民共和国の国内にて貨物を販売しあるいは加工・修理部品交換労務を提供し又は貨物を輸入する事業者と個人は、増値税の納税人となり、本条例に従って増値税を納付しなければならない。

第二条 増値税税率

（一）納税人が販売あるいは輸入した貨物は、本条第（二）項、第（三）項の規定するものを除いて税率を17%とする。

（二）納税人が販売あるいは輸入した下記の貨物は税率を13%とする。

1. 食糧、食用植物油
2. 水道水、暖房、冷房、熱水、石炭ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品。
3. 図書、新聞、雑誌。
4. 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用フィルム。
5. 国務院が規定するその他の貨物

（三）納税人が輸出する貨物は税率をゼロとする。ただし、国務院が別に規定したものは除く。

（四）納税人が提供する加工・修理部品交換の労務（以下課税役務と称す）は税率を17%とする。

税率の調整は国務院が決定する。

第三条 納税人が税率の違う貨物あるいは課税役務を兼営する場合、税率の違う貨物あるいは課税役務の販売額を分別して計算しなければならない。分別計算しない販売額は高い方の税率を適用する。

第四条 本条例第十一条に規定するものを除いて、納税人の貨物販売あるいは提供した課税役務（以下貨物販売あるいは課税役務と略称する）の納税額は当期の販売税額から当期の仕入税額を差し引いた余額とする。

計算公式は下記の通りとする。

納税すべき額 = 当期販売税額 - 当期仕入税額

当期の販売税額が当期仕入税額より小さく差引きに不足する場合は、その不足部分を次の期の継続差引きに転用してよい。

第五条 納税人が販売した貨物あるいは課税役務は販売額と本条例第二条に規定する税率で計算した購入方から受取る増値税額を販売税額とする。販売税額の計算公式は次の通りとする。

販売税額 = 販売額 × 税率

第六条 販売額は、納税人が販売した貨物あるいは課税役務の購入方から受取る全部の代金と価格代金以外の費用とする。ただし、受領する販売税額は含まない。

販売額は人民元で計算する。納税人が人民元以外の貨幣で決算した場合、人民元に換算しなければならない。

第七条 納税人が販売した貨物あるいは課税役務の価格が明らかに低く、正当な理由がない場合、税務主管機関はその販売額を査定する。

第八条 納税人が貨物を購入しあるいは課税役務を受けた場合（以下購入貨物あるいは課税役務と略称する）支払いあるいは負担した増値税額を仕入税額とする。

下記の仕入税額は販売税額から差し引いてよい。

- (一) 販売方から取得する増値税専用伝票上に明記された増値税額。
- (二) 税関から取得する税関輸入増値税専用納税書上に明記された増値税額。
- (三) 農産品購入の場合、増値税専用伝票あるいは税関輸入増値税納税書を取得する時を除いて、農産品購入伝票あるいは販売伝票上に明記された農産品売価と13%の控除率にて計算した仕入税額。仕入税額の計算公式は下記の通りとする。

仕入税額 = 購入価格 × 控除率

- (四) 購入あるいは販売した貨物および生産過程中に支払った運輸費用がある場合、運輸費用決算伝票上に明記された運輸費用と7%の控除率で仕入税額を計算する。仕入税額の計算公式は下記の通りとする。

仕入税額 = 運輸費用金額 × 控除率

控除可能項目と控除率の調整は国務院が決定する。

第九条 納税人が購入した貨物あるいは課税役務は、取得した増値税控除証憑が法律・行政法規あるいは国務院の税務主管部門の関連規定に適合しない場合、その仕入税額は販売税額から差し引いてはならない。

第十条 下記の項目の仕入税額は販売税額から差し引いてはならない。

- (一) 非増値税課税項目、増値税を免除された項目、集団福利あるいは個人消費に用いるために購入した貨物あるいは課税役務。
- (二) 非正常損失の購入貨物および関連する課税役務。
- (三) 非正常損失の生産物・完成品が消耗する購入貨物あるいは課税役務。
- (四) 国務院の財政・税務主管部門が規定する納税人が自ら使用する消費品

(五) 本条第(一)項から第(四)項に規定した貨物の運輸費用と免税貨物販売の運輸費用。

第十一条 小規模納税人の販売貨物あるいは課税役務は、販売額と徴収率計算の簡易方法により行い、仕入税額控除してはならない。納税額の計算公式は下記の通りとする。

納税すべき税額 = 販売額 × 徴収率

小規模納税人の基準は国務院の財政・税務主管部門が規定する。

第十二条 小規模納税人の増値税徴収率は3%とする。

徴収率の調整は国務院が決定する。

第十三条 小規模納税人以外の納税人は税務主管機関に資格認定を申請しなければならない。具体的な認定方法は国務院の税務主管部門が制定する。

小規模納税人の会計計算が健全で、正確な税務資料を提供できる場合、税務主管機関に資格認定を申請し、小規模納税人としてではなく、本条例の関連規定に従って納税額を計算してよい。

第十四条 納税人が貨物を輸入する場合、輸入貨物増値税計算価格と本条例第二条の規定する税率に従って納税額を計算する。輸入貨物増値税計算価格と納税額の計算公式は下記の通りとする。

輸入貨物増値税計算価格 = 関税課税価格 + 関税 + 消費税

納税額 = 輸入貨物増値税計算価格 × 税率

第十五条 下記の項目は増値税徴収を免除する。

- (一) 農業生産者が販売する自家生産の農産品
- (二) 避妊薬品と用具
- (三) 中古書籍
- (四) 科学研究・科学試験と教学に直接用いる輸入計測器と設備
- (五) 外国政府・国際組織が無償援助した輸入物資と設備。
- (六) 身体障害者の組織によって直接輸入された身体障害者専用の物品
- (七) 販売する自己使用済みの物品

前項の規定を除いて、増値税の免税・減税項目は国務院が規定する。如何なる地区と部門も免税・減税項目を規定してはならない。

第十六条 納税人が免税・減税に係る事業を兼営する場合、免税・減税に係る事業の販売額を分別して計算しなければならない。分別して計算してない販売額は免税・減税をしてはならない。

第十七条 納税人の販売額が国務院の財政・税務主管部門が規定する増値税課税最低額に達していない場合、増値税を免除する。増値税課税最低額に達した場合、本条例の規定に従って全額を計算し、増値税を納付する。

第十八条 中華人民共和国の国外の事業者あるいは個人が国内において課税役務を提供し、国内に経営機構を設けていない場合、その国内の代理人を源泉徴収義務人とする。国内に代理人が居ない場合、購入者を源泉徴収義務人とする。

#### 第十九条 増値税納税義務発生の時期

(一) 貨物を販売しあるいは課税役務を提供する場合、販売金額を受領した日あるいは販売金取立て証憑を取得した日とする。先にインボイスを発行した場合はインボイスの発行日とする。

(二) 輸入貨物は通関手続きを行った日とする。

増値税の源泉徴収義務の発生日は、納税人の増値税納税義務発生日とする。

#### 第二十条 増値税は税務機関が徴収し、輸入貨物の増値税は税関が代理徴収する。

個人が携帯あるいは郵送して持ち込まれた自己使用貨物の増値税は関税と一括して計算して徴収する。具体的な方法は国务院の関税税則委員会が関連部門とともに制定する。

#### 第二十一条 納税人は貨物を販売しあるいは課税役務を提供した場合、増値税専用伝票を要求する購入者に対して増値税専用伝票を発行し、増値税専用伝票に販売額と販売税額をそれぞれ明記しなければならない。

以下の状況の一つに属する場合には増値税専用伝票を発行してはならない。

- (一) 消費者個人に販売する貨物あるいは課税役務
- (二) 免税規定を適用する貨物あるいは課税役務の販売
- (三) 小規模納税人が販売する貨物あるいは課税役務

#### 第二十二条 増値税の納税地点

(一) 固定業者は、その機構の所在地の税務主管機関に対して納税申告しなければならない。本部機構と分支機構が同一の県(市)にない場合、それぞれ各所在地の税務主管機関に対して納税申告しなければならない。国务院の財政・税務主管部門あるいはその授権した財政・税務機関の承認を経て、本部機構が本部機構の所在地の税務主管機関に一括して納税申告できる。

(二) 固定業者が、他の県(市)に於いて貨物の販売あるいは課税役務を行う場合、その機構の所在地の税務主管機関に対して、他地域での経営活動税収管理証明の作成を申請し、併せてその機構の所在地の税務主管機関に納税申告しなければならない。証明書が発行されていない場合、販売地あるいは役務発生地地の税務主管機関に対して納税申告しなければならない。販売地あるいは役務発生地地の税務主管機関に対して納税申告していない場合、その機構の所在地の税務主管機関が税金を追徴する。

(三) 非固定業者が貨物を販売しあるいは課税役務を提供する場合、販売地あるいは役務発生地地の税務主管機関に対して納税申告をしなければならない。販売地あるいは役務発生地地の税務主管機関に対して納税申告をしない場合、その機構の所在地あるいは居住地の税務主管機関が追徴する。

(四) 貨物を輸入する場合、通関地の税関に対して納税申告しなければならない。

源泉徴収義務人はその機構の所在地あるいは居住地の税務主管機関に対してその源泉徴収税額を納税申告しなければならない。

#### 第二十三条 増値税の納税期限は、1日、3日、5日、10日、15日、1カ月、1四半期と

する。納税人の具体的な納税期限は税務主管機関が納税人の納税すべき税額の大小を根拠に、それぞれ査定する。固定期限に納税できない場合、その都度納税することができる。

納税人が1カ月あるいは1四半期を以って1納税期とする場合、期間満了日から15日以内に納税申告を行う。1日、3日、5日、10日、15日を1納税期とする場合、期間満了日から5日以内に税金を予納し、翌月の1日から15日以内に納税申告し、前月の納税額を清算し納付する。

源泉徴収義務人が税金を納付する期限は、前二項の規定に従って執行する。

第二十四条 納税人が貨物を輸入する場合、税関が税関輸入増値税専用納金書を記入し発行した日から15日以内に納税しなければならない。

第二十五条 納税人が税還付（免除）規定を適用して貨物を輸出する場合、税関に対して輸出手続きを行い、輸出通関書類などの関連証憑をもって、規定の輸出税額還付（免除）申告期間内に税務主管機関に、その輸出貨物の税額還付（免除）を申告しなければならない。具体的な方法は国務院の財政・税務主管部門が制定する。

輸出貨物税還付手続きの後に、返品あるいは通関取り消しが発生した場合、納税人は法に従って既に還付された税額を返納しなければならない。

第二十六条 増値税の徴収管理は《中華人民共和國稅收徵收管理法》および本条例の関連規定に従って執行する。

第二十七条 本条例は2009年1月1日より施行する。

\*\*\*\*\*

#### 注記:

本《中華人民共和國增値税暫定条例》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものでは有りません。